

第35回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月10日(水) 午後2時00分から午後3時50分

2. 開催場所 甲賀市役所 301会議室

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 18名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	9	高井 啓
副会長(会長職務代理者)	18	田畑 啓之助	委員	10	倉田 一良
委員	2	瀧井 和雄	委員	11	中川 講一
委員	3	川村 克己	委員	12	伴 慎也
委員	4	西田 くみ子	委員	13	寺田 勝典
委員	5	山下 年数	委員	14	林 廣美
委員	6	葛原 準子	委員	15	福永 甚藏
委員	7	吉田 新太郎	委員	16	林田 清光
委員	8	森地 隆照	委員	17	服部 嘉子

5. 欠席委員 1名

役職名	議席番号	氏名
委員	1	小倉 剛

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席17番 服部 嘉子 委員
議席18番 田畑 啓之助 委員

8. 総会日程

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

○議案第177号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第178号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第179号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第180号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農
用地利用集積計画の決定について

○議案第181号 「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・
評価」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活
動計画」について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

6) 報告及び協議事項

○会長報告事項

○副会長報告事項

○農地利用最適化推進委員候補者評価委員会報告事項

○広報編集委員会報告事項

○事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者（3名）

事務局長 伊藤 勲

局長補佐 松井 章

農政係長 谷川 智彦

10. 会議の概要

- 事務局長 第35回甲賀市農業委員会総会を開会
- 全 員 【市民憲章唱和】
- 事務局長 開会にあたり、北田会長がご挨拶を申しあげます。
- 会 長
- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除に伴う社会・経済活動
 - ・新型コロナウイルス感染症対策のための農地利用最適化推進委員の意見書対応
 - ・農業委員の責務
- 事務局長 ありがとうございました。
これより議事となりますので、総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。
- 議 長 総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席1番 小倉剛委員の1名で、遅参、早退の届出はございません。よって本総会の出席委員は18名で、法定定足数である過半数に達しておりますので開会を宣言いたします。
- 続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席17番 服部嘉子委員と、議席18番 田畑啓之助委員を指名いたします。どうぞよろしくお願いいたします。
- なお、挨拶でも申しあげましたが、本日は前月と同様、新型コロナウイルス感染症対策として、農地利用最適化推進委員には原則出席をご遠慮いただき、意見書の提出をお願いしています。ついては、各案件における担当農業委員の説明に続いて、事務局から推進委員の意見書の朗読をさせます。
- 議 長 それでは最初に、議案第177号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
まず、3条調書、整理番号3番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第177号、整理番号3番につきまして、ご説明申しあげます。議案書は2ページ、参考図は1ページ、2ページとなります。申請地は、農業振興地域内の農用地であります。
申請理由及び概要について説明いたします。譲渡人は農業経営規模縮小を考えていたところ、譲渡人と農地の所有権移転について合意され申請されました。譲受人は申請地にて引き続き水稻栽培される予定であります。
申請内容を審査しました結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。

- 議 長 ありがとうございます。
整理番号3番につきましては、議席7番 吉田委員、説明をお願いします。
- 担当農委 7番、吉田です。この件につきましては、私の隣の隣の土地で、譲受人は約1年前までは会社に勤めながら農業をされていました。申請地の隣を耕作されており、管理が難しいということで贈与したいという話を聞き、現地も確認しております。問題ないと思います。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。
続いて、区域番号20番 青木推進委員の意見書の朗読を事務局よりお願いします。
- 事務局 意見書の朗読をいたします。
3条調書、整理番号3番について、この案件は、以前から両者の間では農地の小作が発生し、譲受人も今回の案件に承諾をしておられます。したがって、今後も譲受人が耕作を続けていかれるので何ら問題はありません。以上でございます。
- 議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。
- 委 員 **【異議なしの声】**
- 議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号3番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 **【挙手全員】**
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号3番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
議案第177号については、以上であります。
- 議 長 続きまして、**議案第178号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」**を議題といたします。
最初に、4条調書、整理番号2番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案178号、整理番号2番につきまして、ご説明申しあげます。議案書は4ページから、参考図は3ページ、4ページ、土地利用計画は5ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地であります。
転用理由及び概要について説明いたします。申請者は、住宅建築のため申請地を適地と判断し申請されました。計画によりますと、現状地盤のまま一般住宅を建築

されます。また、雨水は敷地南側の側溝への放流により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号2番につきましては、議席12番 伴委員、説明をお願いします。

担当農委 12番、伴です。事務局より説明がありましたが、説明させていただきます。申請者は、参考図5ページの以前からこの住宅が建っている所の親族で、住宅建築を考えておられたところ、宅地と思われていた所が登記上まだ畑であったということで改めて申請されました。周りは道路に囲まれており、何ら問題はないと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
続いて、区域番号4番 筧推進委員の意見書の朗読を事務局よりお願いします。

事 務 局 意見書の朗読をいたします。
4条調書、整理番号2番について、現況は住居と車置き場となっています。住居の建替えを計画されていますが、敷地の一部が農地であることが判ったための申請です。当地は集落の居住区域内にあり、他の農地への影響はありません。また農地利用最適化の推進に支障ありません。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号2番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号2番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号3番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号3番につきまして、ご説明申しあげます。参考図は6ページ、7ページ、土地利用計画は8ページとなります。申請地は、都市計画区域外の第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。申請者は、家具の修理・販売業を行っており、木材などの資材置場として申請地を適地と判断し申請されました。計画によりますと、資材置場・物置として利用されます。また、雨水は敷地北側側溝への放流により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。
整理番号3番につきましては、議席9番 高井委員、説明をお願いします。

担当農委 9番、高井です。事務局から説明がありましたが、申請者によりますと、平成2年に同敷地内に自宅を購入し現在に至っております。この際、不動産業者から説明もなく、当時、既に造成されて、田としての形状もなく、物置を設置し、資材置場としても利用しております。昨年、不動産業者を介し、現状農地ではないかとの相談があり、本年3月に所有権を取得しました。造成についての詳細な経緯は分かりませんが、今後このようなことがないように注意をいたしますのでよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 ありがとうございます。
続いて、区域番号40番 木下推進委員の意見書の朗読を事務局よりお願いします。

事務局 意見書の朗読をいたします。
4条調書、整理番号3番について、地目は現況、雑種地と思われ、農地利用の最適化に特に問題はないかと思われます。よろしくご審議をお願いします。以上でございます。

議長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 **【異議なしの声】**

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号3番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号3番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
議案第178号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第179号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
最初に、5条調書、整理番号7番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案179号、整理番号7番につきまして、ご説明申し上げます。議案書は6ページ、参考図は9ページ、10ページ、土地利用計画は11ページとなります。申請地は、非線引都市計画区域外の第3種農地であります。
転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は、住居および事業の移転に伴い、備品倉庫・駐車場が必要とされたことから、申請地を適地と判断し申請されました。計画によりますと、譲渡人より所有権を移転し、備品倉庫・駐車場として利用されます。また、雨水は敷地内自然浸透排水により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には資金を証明する書類が添付されています。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。
整理番号7番につきましては、議席1番 小倉委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意見書の朗読をお願いします。

事務局 意見書の朗読をいたします。
5条調書、整理番号7番について、昨年から住宅等の売買の相談を受けており、本年4月に不動産屋から買い手が見つかったと譲渡人に連絡があり、5月1日に譲渡人立会のもと現地確認いたしました。周辺農地に何ら問題もなく、許可相当と思われるのでよろしくご審議ください。なお、譲受人と面会し、将来、農業もされたいと聞いておりますので、相談に乗りたいと考えております。以上でございます。

議長 ありがとうございます。
続いて、区域番号13番 大家推進委員の意見書の朗読を事務局よりお願いします。

事務局 意見書の朗読をいたします。
5条調書、整理番号7番について、事務局ならびに小倉委員から説明のあったとおりで、私から特段補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

- 議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。
- 川村委員 3番、川村です。不動産の売買という説明がございました。この方はここに駐車場を置いて、ここの部分が出てきたのですが、民家を購入されてもう住まわれているということでしょうか。
- 事 務 局 民家を購入されて、今後住まわれるということで、現在は空き家のようなのです。
- 川村委員 その空き家周辺には、畑はついていますか。
この方は農業をしようと思われても、登記上、何もされてない方ですよ。今後耕作していただけるとありがたいのですが。
- 事 務 局 この案件ですが、譲渡人の農地もあります。譲受人が農業をされたい場合は、地域の農業委員、最適化推進委員に相談したうえで耕作されると聞いております。
- 川村委員 下限面積は下げているのですね。
- 事 務 局 この区域は下限面積を30アールとしております。
- 議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。
- 委 員 **【異議なしの声】**
- 議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号7番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 **【挙手全員】**
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号7番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、整理番号8番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号8番につきまして、ご説明申しあげます。参考図は12ページ、13ページ、土地利用計画は14ページとなります。申請地は、非線引都市計画区域内の第3種農地であります。
転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は、業務量の増加に伴い、新たな資材置場を必要とされ、申請地を適地と判断し申請されました。計画によりますと、譲渡人より所有権を移転し、コンクリート型枠の資材置場として利用されま

す。また、雨水は排水路を設置し敷地北側側溝への放流により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には資金を証明する書類が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
 整理番号8番につきましては、議席7番 吉田委員、説明をお願いします。

担当農委 7番、吉田です。この案件は、図面を見ていただければわかるように、用地の周囲ほぼ全部譲受人の駐車場と資材置場になっています。この中に挟まれた真ん中に唯一残っていた土地の申請の相談を受け、売買の話がまとまりました。今までから使われている地先にある真ん中の島地ですので何ら問題ないと考えております。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。
 続いて、区域番号20番 青木推進委員の意見書の朗読を事務局よりお願いします。

事 務 局 意見書の朗読をいたします。
 5条調書、整理番号8番について、この案件は以前から譲渡人に依頼していましたが、今回話がまとまり売買に至りました。以前から譲渡人も耕作はしておらず、不耕作となっていました。したがって周囲に影響もなく、何ら問題はないと思います。なお、現在譲受人が使用している土地に当該地は隣接しています。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、まず、整理番号8番について採決いたします。
 賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
 よって、整理番号8番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きます、整理番号9番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号9番につきまして、ご説明申しあげます。参考図は15ページ、16ページ、土地利用計画は17ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第2種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は、再生可能エネルギー事業による太陽光発電施設設置のため、申請地を適地と判断し申請されました。計画によりますと、譲渡人と賃貸借権を設定し、土地を整地後、太陽光パネル936枚設置、250キロワットを発電されます。また、雨水敷地内に排水管を設置し一級河川への放流により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には資金を証明する書類が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。

なお、転用面積が3,000平方メートルを超えるため、県農業会議に諮問することとなります。以上でございます。

議長 ありがとうございます。
整理番号9番につきましては、議席5番 山下委員、説明をお願いします。

担当農委 5番、山下です。事務局から説明がございましたように、かなり広大な5千平方メートル近くの畑でございます。この畑は長い間耕作されていない状態で、譲渡人も高齢でとてもこれだけの畑を管理することができないこともあり、何かに利用できないかと考えておられたところでした。この地域は、参考図16ページの申請地9と記載の近くに工場がありますが、この工場もずいぶん前に廃業され、広い敷地に太陽光発電施設を設置しておられます。またその近辺も太陽光発電施設がたくさんあり、一帯が太陽光発電の集中した地域となっております。ご本人も太陽光発電ならば、という思いもあり、今回申請されました。説明のありましたように、広い土地ですが、排水については参考図17ページで細長く上に延びている排水路があります。いずれもご本人の土地を通して河川へ放流する計画を出されており、周囲の農地にも影響はないので、問題ないと判断させていただきました。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
続いて、区域番号23番 瀬古推進委員の意見書の朗読を事務局よりお願いします。

事務局 意見書の朗読をいたします。

5条調書、整理番号9番について、申請地は、戦後開拓地として入植された方が畑地に開拓されたものであります。農地利用最適化の推進に支障はなく、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上でございます。

- 議長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。
- 委員 【異議なしの声】
- 議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号9番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委員 【挙手全員】
- 議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号9番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
なお、この案件は、面積が3,000平方メートルを超えるため、県農業会議へ諮問いたします。
- 議長 続きまして、整理番号10番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号10番につきまして、ご説明申しあげます。参考図は18ページ、19ページ、土地利用計画は20ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地であります。
転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は将来のことを考え、実家近くに住宅建築のため申請されました。計画によりますと、譲渡人より所有権を移転し、土地を約90センチメートル盛土造成したのちに延床面積142.24平方メートルの一般住宅を建築されます。また、雨水は敷地内にU字溝を設置し排水路への放流、汚水は公共下水道接続により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金及び借入金により賄われる予定で、申請書には資金を証明する書類が添付されています。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。
- 議長 ありがとうございます。
整理番号10番につきましては、議席11番 中川委員、説明をお願いします。
- 担当農委 11番、中川です。少し説明させていただきます。譲渡人は、家庭の事情で早く処分をたく、有効利用も含めて考えておられたそうです。今年の2月にこの土地は農振の除外申請を出されています。この地図にもありますが、申請地の申の文字の横辺りが申請人の親族の家になります。親族が将来のことを考え、親の近くに住みたいということから土地を探しておられ、幸い譲渡人との話が成立し、農振除外の申請もされ、今回の申請となりました。その横の広い農地も平成30年に売買さ

れ、今ハウスが建てられ、農地が改善されています。荒廃地が進展しないことと地域の活性化も含めて将来性があると思っています。周辺農地にも問題はありませので、許可相当と考えます。よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
続いて、区域番号38番 石橋推進委員の意見書の朗読を事務局よりお願いします。

事 務 局 意見書の朗読をいたします。
5条調書、整理番号10番について、譲渡人は高齢につき親戚が自宅を含む土地も管理しておられますが、遠方のため農地については管理不足により放棄地もあります。当該地については、近隣農家が無償にて保全管理を行っている状態であり、今回の譲渡についても承諾済みです。譲受人にあつては、現在市外の病院で医師として勤務されており、案件地横を譲受人の父が所有されており、将来案件地を起点として医療分野で活躍されることと期待されます。地域住民といたしましても、一人でも多くの住民が増えることと、医療従事者が集落におられることは心強く、ぜひ許可していただけますようお願いいたします。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

川村委員 3番、川村です。資金所要額のその他で結構な額が計上されていますが、どのような内容でしょうか。

事 務 局 その他の金額につきましては、土地代金や建築費、造成費に含まれない法的な手続き費用が含まれます。

議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号10番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よつて、整理番号10番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号11番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号11番につきまして、ご説明申しあげます。参考図は21ページ、22ページ、土地利用計画は23ページとなります。申請地は、都市計画区域外の第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。申請地は譲受人の住宅の隣接地であり、庭園利用のため適地と判断し申請されました。計画によりますと、譲渡人より所有権を移転し、庭園として樹木や草花を定植し、ベンチや炉を設置されます。また、雨水は敷地内自然浸透排水により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には資金を証明する書類が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

整理番号11番につきましては、議席9番 高井委員、説明をお願いします。

担当農委 9番、高井です。事務局から説明がございましたように、5月3日辻推進委員と現地確認を行いました。登記地目、現況地目とも田になっておりますが、20年程前から不耕作地として現在に至っております。この土地の売買は既に済んでおりますが、登記ができておらず、今日に至っております。登記が完了次第、自宅が隣接していることから庭園として活用したいという計画です。よろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。

続いて、区域番号39番 辻推進委員の意見書の朗読を事務局よりお願いします。

事務局 意見書の朗読をいたします。

5条調書、整理番号11番について、事務局および高井委員から説明いただいたとおりであります。重複する部分もあるかと思いますが、若干補足させていただきます。参考図23ページをご覧ください。上部北側は一段高い雑種地、右側は水路を挟み道路で、左側は既存の雑木が生え、その上は譲受人の自宅に通じる道路となっております。本件土地は、譲受人の父が20年程前に購入し、登記もせず現在に至っております。また譲渡人は高齢であり、早く名義変更をお願いしたい旨の申し出がありました。なお、現地確認は5月3日に実施いたしました。周辺には農地もなく、雨水は従来どおり自然浸透となっており、周辺農地への影響はございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

林田委員 16番、林田です。参考図22ページ申請地11番、黒で囲いのある部分と、参考図23ページと形が違うのでは。

事務局 22ページは概要的に記しているもので、申請地11番の下辺りをもう少し膨らんで示すべきですが、できておらず申し訳ありません。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

川村委員 3番、川村です。庭園ということで、藤棚や花壇をされるということですが、この方は経験を積まれ他でもやっておられるのか、初めてこのようなことをされるのか情報があれば教えていただきたい。

事務局 この方自身がそのような資格をお持ちであったり業務等されているかは把握しておりません。

川村委員 このような庭園、信楽の牧地先で有効活用・展開される事例を紹介できればと思います。

農業振興課から中山間等で聞いております重点作物についてですが、この庭の畔の木とか花を移植されるにあたり補助金等はないのかと思い、ネギや畑作は結構あるのですが、補助金はないのかと思っただけです。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

委員 **【異議なしの声】**

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号11番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号11番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号12番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号12番につきまして、ご説明申しあげます。参考図は24ページ、25ページ、土地利用計画は26ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第2種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は、所有する倉庫の借地契約が満了することから、会社事務所の近くに新たな倉庫建築のため適地と判断し申請されました。計画によりますと、譲渡人と使用貸借権を設定し、土地を約1メートル盛土造成したのちに延床面積494平方メートルの倉庫を建築されます。また、雨水は敷地内にU字溝を設置し排水路への放流により処理されることから、今回の

転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には資金を証明する書類が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

整理番号12番につきましては、議席13番 寺田委員、説明をお願いします。

担当農委

13番、寺田です。事務局から説明いただいたとおりです。10年程前から、来年の6月末に現在の事務所、倉庫を借りておられる土地を返還しなければならないということで、いろいろと探して計画しておられました。近年になり、隣の南側ですが、現在事務所となっている所、今年の5月から建設されておりますが、この雑種地を取得されたことにより、この隣の農地に倉庫を建設したいということで、申請がありました。この辺り一帯は十数年前から小作者が耕作を止められ、耕作されていない状態です。この建設会社の従業員の方が手の空いた時に草を刈り、管理しておられた経緯もあります。また、獣害柵もなく、耕作するのは難しい地域であり、今回申請に際しまして許可相当と考えました。なお、5月10日に推進委員と現地確認をしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

続いて、区域番号42番 山本推進委員の意見書の朗読を事務局よりお願いします。

事 務 局

意見書の朗読をいたします。

5条調書、整理番号12番について、この案件は、国道422号線沿いにあり、5月10日、寺田委員と現地確認を行いました。詳細は寺田委員の説明のとおりです。周辺農地には影響ないものと思われまますので、慎重なるご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

山下委員

5番、山下です。参考図26ページの土地利用計画図ですが、692-2、田とある真ん中の辺りですが、図面からは田の一部もかかっているのではないかと、また地番の設定はこれでよいのか、疑問に思ったのですが。田をそれぞれ畦畔ではなしに区切られている図面になってますので。

事 務 局

この土地利用計画図ですが、今回の転用に際し、分筆登記をしておられます。692-1と2の境界については、敷地境界線で区切られていますので、土地利用転用上問題ないと考えています。なお、692-2ですが、この申請地を囲うように分筆し登記されています。

議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号12番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号12番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
議案第179号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第180号につきましては、私の親族の案件がございますので、議事参与の制限により、当案件の審議は、総会会議規則第7条第2項の規定により、田畑副会長に議事の進行をお願いします。

【北田議長は19番席に移動】

【田畑副会長は議長席に移動】

臨時議長 それでは、議案第180号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
なお、議席19番 北田委員におかれましては、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の議事参与の制限により、当案件の審議の間、退席を求めます。

【北田委員 退席】

議 長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第180号をご説明申し上げます。議案書は9ページからとなります。
今月の決定は4件で、貸し手及び借り手、利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等につきましては、利用権設定等の明細のとおりでございます。11ページの利用権等設定集積書総括をご覧ください。設定する利用権の種類について、賃貸借権、使用貸借権の合計の貸し手は実人数3名、借り手は実人数4名、面積は9,761平方メートルとなります。また、借り手の経営状況につきましては、12ページの一覧のとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

臨時議長 ありがとうございます。

ただ今、事務局よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

臨時議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第180号について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

臨時議長 挙手全員でございます。

よって、議案第180号につきましては、原案のとおり可決し、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をします。

議案第180号については、以上であります。

それでは、北田委員の入室、着席を求めます。

【北田委員 入室・着席】

臨時議長 それでは、これよりは北田議長に議事の進行をお願いします。

【田畑臨時議長は副会長席へ移動】

【北田委員は議長席へ移動】

議 長 改めまして、議事の進行をさせていただきます。

議 長 続きます。議案第181号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第181号についてご説明申し上げます。議案書は14ページから25ページとなります。この目標及び点検・評価・計画については、「農業委員会等に関する法律」で、毎年6月末にホームページ等で公表しなければならないと規定されています。

議案書14ページから21ページは、「令和元年度の活動の点検・評価」で、14ページは平成31年4月1日現在の「農業委員会の状況」となります。次に15ページは「2 担い手への農地の利用集積・集約化」で、目標2,710ヘクタールに対して、実績は2,095ヘクタール、達成率は77.31%となり、目標に対しては「未達成」ですが、活動に対しては「概ね達成」としてあります。次に16ページは「3 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」で、目標1経営体に対して、残念ながら実績はゼロで、目標に対しては「未達成」ですが、活動に対しては「概ね達成」としてあります。次に17ページは「4 遊休農地に関する措置に関する評価」で、目標110ヘクタールに対して、実績は8ヘクタール、達成率は7.27%となり、目標に対しては「未達成」ですが、活動に対しては「概ね達成」と

しています。次に18ページは「違反転用への適正な対応」で、継続事案が1件ありますが、無断転用是正計画書の提出を求め、その進捗管理を行っております。なお、農地パトロールを徹底いただいた結果、早期発見・早期指導により、3件の原状回復、1件の転用申請がなされました。続いて19ページから21ページは「農地法等の事務に関する点検」及び「地域農業者等からの要望・意見」となります。

続きまして、議案書22ページから25ページは「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」で、22ページは令和2年年4月1日現在の「農業委員会の状況」となります。次に23ページは「2 担い手への農地の利用集積・集約化」で、『農地等の利用の最適化の推進に関する指針』に示す目標値から算出し、最終令和5年4月に集積率を70%とするためには、今年度の集積目標は2,596ヘクタール、うち新規目標は501ヘクタールとなります。地域の人・農地を知っておられる皆様には、「人・農地プラン」の地域の合意形成に向けて地域で話し合う機運を高めていただき、さらには「農地を守る、農地を活かす」活動をお願いします。

「3 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」は、既に『最適化の推進に関する指針』の目標値は達成していますが、引き続き1経営体、1ヘクタールの新規参入を目標とします。なお、新規就農者のなかには志半ばで離農され事例もあることから、継続したサポートもお願いします。次に24ページは「4 遊休農地に関する措置」で、遊休農地が226ヘクタールに達するなか、『最適化の推進に関する指針』に示す目標値から算出し、最終の令和5年4月に0とするには、今年度の解消目標は75ヘクタールとなります。農地パトロールや農地利用状況調査・意向調査を実施し、地域の実情に呼応した対策を講じるものの、遊休農地の発生を防ぐことは難しくなっていますが、農業委員・推進委員の皆様が連携して取り組んでいただく計画としています。次に25ページは「5 違反転用への適正な対応」で、違反転用防止のため、引き続き、農業者等への周知、徹底した農地パトロールによる監視力強化をお願いします。なお、継続事案については、無断転用是正計画書に則り、原状回復に向けた進捗管理を徹底します。については、各地域それぞれが現状を把握し、将来を見据え危機感を持って活動していただく内容としています。

以上、説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただ今、事務局より説明がありました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

山下委員

5番、山下です。14ページと22ページですが、14ページの表で認定農業者が平成31年4月1日現在で201人、22ページの表では175人となって、1年間に26人認定農業者が減ったと数字で表されていますが、これだけ減ったということですね。

事務局

担い手の農地利用集積状況調査より、昨年度に比べ高齢農家の増加に伴い認定農業者数が減少しております。

山下委員

認定農業者の方で高齢の方がそれだけ増え、26人も急激に減ったという解釈でよろしいですね。

- 中川委員 1 1 番、中川です。認定農業者が減ったために荒廃農地が増えたということはないですか。
- 事務局 認定農業者を更新されなかった方が全て農業を止められているわけではありません。そのことと荒廃農地との関連があるかどうかわかりませんが、今年も実施します農地利用状況調査において経過を見ていきたいと思えます。
- 川村委員 3 番、川村です。2 4 ページ、令和 2 年度の活動計画の遊休農地の解消面積が 3 年間で 7 5 ヘクタールということですが、この数値はどのようにして算出されているのか、例えば解消しやすい所がその位あるのか、教えていただきたい。
- 事務局 7 5 ヘクタールの解消については、地域ブロック会議等で解消できる農地を含めてご検討いただき、農業者等への耕作のあっせんも含めてお願いしたい。
- 西田委員 4 番、西田です。農業する人が高齢で減っていく問題を抱えている現状で、この数字で見ると農家戸数、販売農家数も就業者数もそうですが、前年と一緒なのですが、どういう理由でしょうか。
- 事務局 この数字は、今年農林業センサスが実施されましたが、前回の 2 0 1 5 年の数値が変わらないので、昨年と今年と同数値をあげております。
- 川村委員 3 番、川村です。総会の場で話をするようなことではありませんが、最近、高齢化ということでどの地域も問題はあります。土地持ち非農家とその家族の方で、若い方が県外等へ出て働いておられるのは仕方がないのですが、家で一緒に生活されて勤めに出らおられる土地持ちで耕作を依頼されて、私ども耕作をしているので負担がかかってきています。「人・農地プラン」ではないですが、耕作する方も助けていただかないと農地を守っていけないということから、まだ団塊の世代が頑張りすぎておられるので、地域の若手にこれから営農法人にせよ農事組合にしても、早目に引っ張り出してでも若手に農地を任せていくという考え方でいかないと、とてももたないと思っています。
- そういうことを思いながらこの資料を見ていましたら、なかなか前へ進むというのは難しいなと考えております。
- 西田委員 4 番、西田です。川村委員が発言された件ですが、いつも「人・農地プラン」で出てくる問題で、農地を持っておられる家の若い方は一切農業に無関心で、耕作されている方だけに負担がかかっており、年齢も高齢で、この地域は本当に将来を見据えてプランを作成しておられるのだろうかと思うケースが多いです。
- 農業委員は農地利用最適化推進委員とともに「人・農地プラン」を策定していくという大きな仕事があります。委員それぞれがそれぞれの地域の「人・農地プラン」に対して、川村委員のおっしゃるような将来を見据えた形でプラン作成にもっていかないと本当に手遅れになると実感しています。
- 議長 他にご意見、ご質問はございませんか。
- 今の件については、よほどしっかり我々が考えなければならないと思えます。防

ぐことはできないかも知れないが、手前でやれることをやっていかないといけない。地域の者同士が膝と膝を突き合わせて話し合いを持って、しっかりと将来を考えて取り組んでいかなければならないのは事実だと思います。話し合いの場をしっかりと持つということが先ず必要だと思いますので、その点もそれぞれ委員の皆様にはご理解いただきたいと思います。

いろいろ皆様からご意見いただきましたが、この問題については、今日明日に解決するものではございません。しっかりと取り組んでいき、農業委員として務めていかなければならないと思います。

議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第181号について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、議案第181号につきましては、原案のとおり可決し、「目標及びその達成に向けた活動計画」に基づき、今年度の農業委員会の活動を行うことといたします。委員皆様方のご協力をお願い申し上げます。

議案第181号については、以上であります。

議 長 続きまして、報告案件に入ります。

報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

事 務 局 報告をいたします。調書は26ページから、参考図は27ページからとなります。

農地法第5条の届出は6件あり、転用目的は、分譲宅地が2件、賃貸住宅が1件、社員寮が1件、工場が1件、一般住宅が1件です。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

報告案件は以上ですが、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

川村委員 3番、川村です。議案書26ページの下の方の甲賀町鳥居野の工業団地の件です。これは、譲受人が区画整理で既に造成している所ですか。区画整理の一つということですか。令和3年3月に工場として完工されるという理解でよろしいですね。

事 務 局 調書に記載のあるこの面積に対して工場を建設される予定です。

川村委員 甲賀市が行っている工業団地ではないのですか。

- 事務局 甲賀北工業団地の一部となります。
- 議長 他にご意見、ご質問はございませんか。
- 議長 特にご質問等もございませんので、これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。
- 議長 続きまして、報告事項に入ります。
最初に、**報告事項 1 の「会長報告事項」**について、お願いします。
- 会長 ・甲賀地域農業センター運営委員会（書面表決）について
- 議長 続きまして、**報告事項 2 の「副会長報告事項」**について、お願いします。
- 副会長 ・委員農地パトロールの結果について
- 議長 続きまして、**報告事項 3 の「農地利用最適化推進委員候補者評価委員会報告事項」**について、お願いします。
- 田畑委員長 ・農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の結果について
- 議長 続きまして、**報告事項 4 の「広報編集委員会報告事項」**について、お願いします。
- 山下委員長 ・第 26 回「農業委員会だより」全国コンクール「全国農業新聞賞」授与について
- 議長 続きまして、**報告事項 5 の「事務局報告事項」**について、お願いします。
- 事務局 ・前回総会から次回総会までの「経過と予定」について
・県農業会議常設審議委員会の結果について
・農業委員及び農地利用最適化推進委員候補者について
・農業委員の任命及び推進委員の委嘱スケジュールについて
・7月総会の運営について
・「農地利用最適化推進施策に関する意見書」の市長提出について
- 議長 ありがとうございます。報告事項は以上です。
ここで皆様方より総会全体を通して、何かご意見・ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 議長 特にご質問等もございませんので、以上で本総会の議事は全て終了いたしました。
ご審議いただきありがとうございます。
- 吉田委員 お尋ねしたいことがあります。今日の総会の議題ではないのですが、これまでお聞きいただく機会がありませんでしたので、10分から15分で済みますので、話を聞いていただきたいと思います。

議 長 わかりました。それでは総会閉会后、お伺いたします。

甲賀市農業委員会総会会議規則第21条第2項の規定により署名する

議 長

議事録署名人

議事録署名人
